

# DIO

連合総研レポート

2010年4月1日

No.248

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

## CONTENTS

特集

### 労働紛争解決システムのさらなる展開に向けて

#### 個別的・集団的労働紛争解決システムの現状と制度改革の課題

野田 進 .....4

#### 労働審判制度の現状と課題

鵜飼 良昭 .....8

#### 労働紛争解決システムとしての労働委員会の意義

水谷 研次 .....10

寄稿

巻頭言 .....2

#### 正念場を迎える鳩山政権

視 点 .....3

#### 消費者の力の使いよう

報 告 .....12

#### 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究Ⅱ

—「地域協議会の組織と活動の現状」調査報告書—

報 告 .....16

#### 2009年度新規研究テーマ紹介(1)

報 告 .....17

#### 第9回「連合総研ゆめサロン」を開催

研究ノート .....18

#### 日本の住宅ローン問題の深刻

書 評 .....22

#### 宮本太郎著 『生活保障 排除しない社会へ』

今月のデータ .....23

#### 中央労働委員会「労働委員会で扱った平成21年の調整事件件数について」 最高裁事務総局行政局調べ「全国の労働審判事件の事件種別ごとの新受件数」 平成21年の労働紛争件数 不況の影響を受け大幅増

事務局だより .....24

# 正念場を迎える鳩山政権

草野忠義  
連合総研理事長

バンクーバー冬季オリンピックも閉幕し、お雛様の季節も過ぎ、桜の時となってきた。この時期は何となく心が浮かれ、元気が出てくる時期だと思うが、日本経済や暮らしには依然として元気がない。当節の若者は物心がついたときから日本経済の低迷、あるいは減退しか経験していなく、成長というものを体験したことがないから元気がないのではないかとの論も見受けられる。しかし、若者ばかりでなく全体に元気がないように思える。桜の花の季節、改めて元気を取り戻そうではないか。

ところで、鳩山政権という新しい政権が誕生して早くも6カ月が過ぎた。政権・与党慣れ(?)していないことや、脱官僚依存(脱官僚ではない)の名のもとにいわゆる政務三役中心の「政治主導」路線を一直線に進むことから、周りから見ると正直言ってハラハラするようなことも散見される。また、この間「政治とカネ」にまつわる事件が起きたことから、マスコミの世論調査による政権支持率は下降線を辿っている。政権にとって世論の支持率は大いに気になるところだろうが、要は政権への信頼度を高めるしかなく、その原点はいうまでもなく政策にある。今年の6月には「成長戦略」をはじめ、地方分権政策、規制改革政策などの大きな方針が示され、その後、税・財政政策などの計画が表明される予定と聞いているが、それに大いに期待しているのは私だけではないであろう。その際、専門家の意見をもっと採り入れることを重視すべきではないだろうか。それぞれの分野の専門家・学者が政策を作るわけではなく、最終的には政治家が判断するのは当然のことであることは言を俟たないが、政策立案過程で専門家・学者の知見を重要視していくことが、整合性のある政策になっていくと考える。この点においてこれまでの現政権の動きを見ている

と一抹の不安を覚えかねない。過去の政権において学者の意見を尊重し過ぎたが故に課題を抱えてしまったことに対する拘りがあるのだろうか。

話は変わるが、筆者は現在の「連合」が誕生する前夜に全民労協の事務局で仕事をしていた。そこでは労働組合の統一体(今の連合)を作るために各産業別労働組合のトップ役員たちがかなりの期間に亘って議論を重ねていたが、いよいよその構想をまとめるに当たって、当時の全民労協の山田精吾事務局長(初代の連合事務局長・故人)から文章整理を命じられた。私と鷺尾・高木両氏(両氏ともその後、連合会長を歴任)の三人ではほぼ徹夜をしながら何とか基本文書を作成し、山田事務局長に報告したが、ただちに専門家の意見を聞けという思わぬ指示があった。これだけ苦労したのに、という思いはあったが、上司の命令であり某氏に主旨を説明しつつ依頼をした。数日後、その方から丁寧な手紙が届いた。それを見て頭をガンと殴られたような思いをしたことを鮮明に記憶している。その方は著名なジャーナリストで博学の士であり、経済、政治のみならず社会運動にも詳しい方で、そのまとめは成程と首肯するものであった。文章が読み易くなったばかりでなく、各層の人たちが読む可能性があり、その全てを読まなくても大筋の理解ができるように工夫されたものであった。山田事務局長の周到な差配に改めて感心されたものだった。

このことと直接にはつながらないかもしれないが、専門家の知恵や手法を活用することに躊躇すべきではないと思う。先述したように、今後の現政権の先行きのみならず、我が国の行方を左右するといっても決して過言ではないような大きな道筋が6月には示されようとしている。それ故に是非とも日本の英知を結集したものが構築されるよう願うものである。

## 消費者の力の使いよう

私たちが社会に対して、権力を行使するのは、年1回あるかどうかかわからない選挙のときだけではない。

朝起きて、朝ごはんを食べ、服を着替え、電車に乗って通勤をし、友だちと電話をし、・・・という普通の何気ない行動についても、どこ産の食品を買って、どこかの店で何製の服を買って、どんな種類の通勤定期を使って、どこかの通信会社のサービスと契約してと、絶え間なく消費者としての力を行使している。

もっとも、選挙に比べても、一人ひとりの1回1回の力は僅かである。例えば、私は、某社が出していた赤ピーマンジュースが好きで、職場の売店に常時置いてあることを願っていた。喫煙の習慣がない代わりに、無塩の野菜ジュースを飲むというのが仕事中のストレス解消法の一つであったからである。かなりの頻度で購入したものの、力及ばず、この商品は棚から消え去った。

一人では無力と同じだが、消費者の数は膨大である。力が合わさればとてつもなく強大な力を発揮するし、発揮されやすくなっている。ロバート・B・ライシュは、「暴走する資本主義」の中で、「過去数十年の間、資本主義は私たちは市民としての力を奪い、もっぱら消費者や投資家としての力を強化することに向けられてきた」と言っている。赤ピーマンジュースと違い、安い商品を得るといのは、ほとんどの消費者の本能を刺激する喜びである。それだけに、この力は容易に集まり、威力を発揮する。大企業もこのプレッシャーを受け、技術を向上させることもあれば、価格低下圧力がデフレや賃金の値下げ圧力となることもある。

ただし、消費者の力は、往々にして無意識のうちに発揮される。場合によっては、低賃金労働のように、消費者自身が意図しない結果となっていることもある。そこで、欧米では、もっと意図的に行使することによっ

て、社会の発展と改善に積極的に関わろうとする「消費者市民社会 (Consumer Citizenship)」という考え方が生まれている。これは、消費者として個人が、自分自身の個人的ニーズと幸福を求めながら、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮し、消費行動を通じて地球、世界、国、地域、そして家族の幸せを実現すべく活躍する社会である。ここでは豊かな消費生活を送る「消費者」だけでなく、市民としての「生活者」の立場も問われる。このような意識を背景に、欧米では「環境」を意識した消費行動やフェア・トレード商品が普及している。

日本でも動きはある。私の近所で、スーパーでレジ袋の削減運動（一つのスーパーは「レジ袋高騰のため」らしいが・・・）を行っているし、百貨店では「物欲が世界を救う」をキャッチフレーズにフェア・トレード専門ブランドが置かれた。しかし、消費者市民社会のような意識が十分に浸透しているとは思われない。

選挙では、個人、所属政党、マニフェスト等をひとくくりにして、択一の投票しかできないし、政治家のリーダーシップは、社会を動かすが、蓋を開けてみないとわからないところがある。しかし、消費者としての私たちの行動は、もっとさまざまな形でいつでも社会に対して影響力を持つことができる。もちろん、日々の生活はさまざまな制約に縛られている。しかし、有名なケネディの演説にあるとおり「あなたが国のために何ができるかを問え」ということと、誰もが無縁ではありえないことがもっと意識されてもいい。そして、その意識に応えられる具体的な行動をとれる仕組みが、この社会に広がることを期待したい。 (合歓木)

# 個別的・集团的労働紛争解決 システムの現状と制度改編の課題

野田 進

(九州大学大学院法学研究院教授)

労働紛争の実態と各機関の意義をとらえた制度改革が不可欠

特集

労働紛争解決システムのさらなる展開に向けて

## はじめに

本稿は、わが国の労働紛争解決システムについての、次の認識を出発点としている。

第1に、個別労働関係紛争については、さまざまな紛争解決機関が整備されたが、それらは、不安定雇用、労働条件の引き下げ、いじめ・パワハラ、メンタル・ヘルスといった雇用場面での深刻な実情に起因する紛争の潜在に対して、十分な受け皿となっていないという認識である。たしかに、各種の紛争解決機関の紛争受理件数は着実に増えているように見えるが、諸外国（ヨーロッパ各国、東アジア各国）の労働紛争の解決件数からすると、数分の一、数十分の一の規模にすぎない。日本はそもそも労働紛争が起りにくい国であるからなどと、どこまで強弁できるだろうか。やはり、紛争解決機関が、受け皿として十分に機能しておらず、今後の紛争増加により、問題はさらに深刻となるのではないか。

第2に、集团的労働紛争については、労働委員会の機能が縮小し、紛争態様が変容しているにもかかわらず、それにふさわしい制度の再整備がなされていない。すなわち、労働委員会では、受理件数の減少により全体として集团的労働紛争の解決の役割が後退しているが、他方で調整・判定の事件とも合同労組の提起する「駆け込み訴え」が増加している。全国の労働委員会とそれを支える集团的労働

法は、こうした変化に十分に対応できずに機能不全に陥っているのではないか。

本稿では、まず、これらの認識のもとに基礎的問題状況を個別に概観し、次に、そこから引き出される課題を検討するものである。

## 1 労働紛争解決システムの現状

### (1) 個別的労働紛争の現状

個別労働紛争の解決システムの全体像は多様で複雑なものとなっているが、ここでは、労働審判制度、労働局のあっせん制度、道府県労働委員会のあっせんに目を向けておこう。

#### (a) 労働審判制度の現状

まず、労働審判制度は、確実に新受件数が増加しており、平成21年には3468件に達した<sup>1</sup>。制度2年目の平成19年度の新受件数が1494件、平成20年の新受件数が2052件であったから、この3年間で大幅な伸びを示したことがわかる。この傾向からすれば、今後もさらなる増加が予想されよう。

とすれば、これからの問題の中心は、新受件数の増加に制度が対応し切れないことであろう。すでに、件数の増加により例えば第1回期日指定に遅れが生じるなど、解決の迅速性に懸りが生じているとの指摘がある。他面、労働審判所の施設面での対応状況も問題であり、一部の地方県の地裁は、本庁所在地が県内の経済中心から離れていることが原因で、新受件数が伸

び悩んでいるとの報道もある。なお、周知のように、地裁本庁のみで実施していた労働審判は、平成22年度より地裁支部（福岡地裁小倉支部、東京地裁立川支部）にも設置される。また、労働審判官の人員不足を指摘する声も強く、家事調停の場合と同様に、弁護士を非常勤任官させることで対処すべきであるとのアイデアもある。しかし、イギリスの雇用審判所判事（Regional Employment Judge）のように、安定した地位を保障するものでなければ、人材の確保は、なかなか容易ではないであろう。

以上、現状では問題解決は容易ではないが、不十分な体制で制度を維持すると、制度の信頼性が失われて新受件数が頭打ちになり、結局は有効な紛争解決機関として機能しなくなるおそれがある。

#### （b）労働局あっせんの現状

労働局あっせんも、件数は今日まで著しい増加を遂げており、平成20年には、都道府県労働局の行う紛争解決のうち、総合労働相談件数が約108万件（そのうち、民事上の個別労働紛争相談件数が約24万件）、助言・指導申出件数が7592件、あっせん申請受件数が8457件にのぼっている。解雇に関するものが39.6%と最も多いが、次いで、いじめ・嫌がらせに関する紛争が多い（15.2%）点が、この制度の特色である\*2。

労働局あっせんでの最大の問題は、解決率の低さという点であろう\*3。その背景は多様であるが、基本的には、あっせん制度という当事者間の「合意を促す」にすぎないという制度の建て前によるところが大きい。被申請人（多くは使用者）があっせんの手続に参加するか否か、あっせん案に合意するか否かはまったくの自由であるとする任意性が、この制度の弱みである。こうした任意性により、真に紛争の「適正な解決」を図りうるかが課題となろう。

また、労働局あっせんでは、法律の要請する「3人のあっせん委員」ではなく（個別労働関係

紛争解決促進法12条）、「必要があると認められるとき」に許される1名のあっせん員（同法規則7条1項）で実施することが常態となっている。事件数の増加に対処するためのやむをえない対応であるが、法に適合しない運用である。

#### （c）労働委員会あっせんの現状

労働委員会あっせんの現在の問題点は、あっせん受件件数の伸び悩みであり、平成20年の係属事件数は、全国の合計で481件にとどまる。もっとも、件数は漸増しており、また各労働委員会によってバラツキが大きく、北海道労働委員会の77件が突出している\*4。

道府県労働委員会の場合、後述のように、本来は労調法に基づく労働争議の斡旋（労調法10条以下）を実施するものであるが、その延長において、要綱・要領（一部には条例・規則）の制定により、公労使三者構成の取り組みによる個別労働紛争のあっせんを実施している（個別労働関係紛争解決促進法20条も根拠とされる）。ただし、三者構成体制は、労調法上の斡旋については必ずしも要請されているわけではないから、個別紛争独自の取り組みと叫ぶ。それは、紛争解決への労使参加という点で評価できるが、制度が軌道に乗って受件件数が増えると、たちまち破綻する。公労使三者の日程調整が困難となるからである。三者構成あっせんという特色が失われたとき、労働局あっせんとの違いをどのように打ち出して、「二重行政」という批判を免れるかが課題となろう。

#### （2）集団的労働紛争の現状＝個別紛争化

労働委員会では、調整事件および審査事件ともに、新規申立件数が大幅に減少するなど、その役割の低下が指摘されている。全国都道府県労働委員会の調整事件新規申立件数は、1974年には2249件にのぼったが、2008年には546件である。また、不当労働行為救済申立件数は、1975年には929件にのぼったが、2008年には355件にとどまる。こうした減少傾向は安定的

であり、復興改善の兆しはない。集团的労働紛争の解決申立が、調整・審査ともに年間ゼロ件の都道府県さえみられ、紛争解決機関としての機能回復が大きな課題となっている。上記のように、個別労働紛争のあっせんは漸増傾向にあるから、調整事件でいうと、個別紛争の受理件数が集团的紛争を上回るという「逆転現象」さえ目前である。

のみならず、労働組合の申請する斡旋も、合同労組の申請する「駆け込み訴え」事件が多いから、集团的労働紛争の外形を取りながら、実は解決すべき課題は解雇等の個別紛争であることが多い。2008年の全国労委の労委の調整事件申請件数は546件であるが、うち375件(68.7%)が合同労組申請であり、そのうち181件(全体の31.7%)が「駆け込み訴え事件」である。つまり、労働組合申立という集团的労働紛争の外形を持ちながら、実はその集团的紛争の実質が「個別紛争化」している実態もはっきりと見てとれる。

### (3) 総合的に見ると

個別労働紛争においては、全体として、紛争解決機関の受理件数は増加している。しかし、それでも、現状では諸外国の紛争解決状況と比較すればごく低調であることからすれば、今後も引き続き増加し、各紛争解決機関は紛争の増加に対処することに困難を強いられることが予想される。限られた物的・人的資源の中で、紛争の増加に対処でき、かつ適正な解決を提供しうる紛争解決システムへの改編が求められる。

集团的労働紛争は、受理件数が大幅に減少しているだけでなく、その内容も実質的に個別労働紛争にあたるものが増加している。したがって、労働委員会の体制や法制にかかる状況に見合ったものに改編していくことが課題となる。

## 2 紛争解決システム改編の具体的課題

それでは、個別的・集团的労働紛争の解決システムを、より具体的に、かつ現実的に、どのように改編していくべきか。ここでも、まずは各紛争解決システムについて検討し、両者を総合することにしよう。

### (1) 個別的労働紛争解決システムの課題

#### (a) 審判とあっせんの関連

イギリスの雇用審判所は、わが国の労働審判所制度のモデルとなった制度として知られている。そして、イギリスのシステムでは、雇用審判所で受理された紛争は、国の労働紛争管理センターであるACASにおいて、調停に服させることとされている。このように、筆者の知る限りでは、フランスや中国、台湾など多くの国において、紛争の判定的解決の前に調停を義務づけており、これにより判定システムが過剰な紛争を抱え込むことがない仕組みが設けられている。

これに対して、わが国の労働審判所と各あっせん制度とでは、システムとして何らの関連づけもなされず、ただ当事者に選択を委ねているだけである。このため、労働審判の新受件数がどんなに増大しても、あっせん前置の前さきによる歯止めをかける手だてがない。また逆に、事案によっては、あっせん機会を経ることなく労働審判に持ち込んでしまうことにより、あっせん独自の救済機会を享受することなく、審判において請求棄却の判断を受けてしまうこともありうる。両制度の意義を打ち消し合う、甚だしい制度不経済である。

あっせん制度と労働審判とを有機的に関連付けることにより、あっせん制度を有効活用するとともに、労働審判が過剰な負担を負うことのないようなシステムを構築すべきである。

#### (b) 両あっせん制度の連携

次に、労働局あっせんと労働委員会あっせんは、ともに行政ADRによる合意を基本とする調整的解決を実施しており、違いがあるとすれ

ば、前者が国（労働局長）の委任を受けた紛争調整委員会、後者が道府県の労働委員会の委員である点にすぎない。なお、三者構成であるか否かが、必ずしも絶対的な差違でないことは先に述べたとおりである。

とすれば、両者はほとんど同じ仕事をしており、利用者から見てその違いは明確でない。したがって、国と道府県の二重行政という非難を免れることはできず、将来的には一方の機能を他方に移管するという課題が現実的に不可避なものとなろう。少なくとも当面は、地方分権の理念のもと地方の役割拡大が課題となっている現状からすれば<sup>\*5</sup>、労働局のあっせん業務を都道府県労働委員会とに連携させて、紛争解決機能を強化することが重要な課題となろう。

## (2) 集団的労働紛争解決システムの課題

上記のように、労働委員会における個別労働紛争事件の相対的増加と、事件内容の個別紛争化という実態のもとでは、東京都など一部の労働委員会を別にすると、その活動や事務の中心はすでに個別紛争に移っている。言い換えると、労働委員会は、集団的労働紛争の解決機関ではなく、実際は個別労働関係事件を含む労働紛争全般の解決機関としての実態を持つに至っている。労働委員会の機能が、従来の集団的労働紛争の「専門店」から労働紛争解決の「総合デパート化」へと展開するにいたった。我々としては、そのことを正面から現状認識すべきではないだろうか。その結果として、次の点を指摘しうる。

第1に、労働委員会制度は、労働組合法の第4章19条以下に詳細に規定された制度である。しかし、多くの労働委員会が個別労働紛争解決を主力業務として取り扱っている以上、もはやそれを労組法の中に位置づけることはできず、労組法から切り離して、独立した労働紛争解決手続法（たとえば「労働委員会法」）の中に位置づけるべきではないか。そうでないと、労働委員会が現に行うあっせん等の個別紛争解決に

ついて整合性がとれないからである。

第2に、労働関係調整法においては、労働争議について定義があり、それは「争議行為が発生している状態または発生する虞がある状態」と定義されている（労調法6条）。つまり、労働委員会は、労働組合が行う争議行為について斡旋・調停・仲裁を行う建て前になっている。しかし、ここでも、労働争議の定義規定を、個別労働関係紛争も含む形で法改正されるべきではないか。それとともに、労調法全般が、個別労働紛争解決をひとつの柱とする趣旨で全面改定されるべきではないか。そうでないと、いつまでも、個別紛争あっせんに、法的な根拠と位置が与えられず、労調法の予定しないあっせん活動をしていることになるからである。

## むすび

以上、紙幅の許される範囲で、駆け足で紛争解決システムの具体的課題について検討してきた。個別、集団のいずれについても、労働紛争解決システムは、それぞれ別の意味で実情に合わず、制度の大幅な改革が課題となっている。これらの改革を実現しなければ、各機関の事件の解決能力は個別労働紛争の増加に対処できず、やがて飽和状態になって、紛争解決制度が再び機能しなくなるのではないか。残された時間は、それほど多くないのである。

\*1 最高裁行政局平成22年2月集計。

\*2 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/h0522-4.html>（厚労省「平成20年度個別労働紛争解決制度施行状況」）

\*3 個別紛争処理制度委員会「最終報告書」（平成21年6月）によれば、「不参加打ち切りを除く解決率」（平成19年度）は、労働委員会の個別紛争あっせんが77.1%であるのに対して、労働局（申請受理件数200件以上の主要8局平均）のあっせんは60.8%であり、労働局あっせんの解決率の低さが指摘されている。

\*4 第64回全国労働委員会連絡協議会総会（平成21年11月）資料。

\*5 周知のように、地方分権改革推進委員会「第2次勧告～『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日）の「個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表」では、都道府県労働局の個別労働紛争解決業務が取り上げられ、「見直しの内容」として、「国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る」ことが提言されている。

# 労働審判制度の現状と課題

鵜飼 良昭

(神奈川総合法律事務所・弁護士)

## 1 5年目に入る労働審判制度と労働裁判の未来

2006年4月にスタートした労働審判制度は、今年で5年目に入る。この間、順調に申立件数を伸ばしており、2009年には3468件となり、今後もさらに増加すると予測されている。労働審判制度は、増大する個別労働紛争を迅速かつ適正に解決するために、わが国で初めて裁判所に設けられた特別な手続である。この制度の誕生が契機となって、労働裁判（個別民事紛争にかかる訴訟・仮処分・労働審判）の件数も飛躍的に増加しており、1990年の910件が、2006年には3326件に、そして2009年には7000件台に乗り、労働裁判1万件時代を迎えるのも近いと思われる。年間数十万件を数える英・独・仏とまではいかないものの、わが国でもようやく労働紛争が司法の場で法によって解決される時代が到来したといえるであろう。

施行後5年目を迎える2010年4月からは、労働審判員が200名増員となり、従来の本庁に加えて東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部でも申立が可能となる。しかし事件数の増大に対応するために、さらなる物的人的体制の整備・拡充が必要であり、申立から審理、解決に至るソフト面での課題も浮かび上がりつつある。日本版労働参審制度の進化・成長に向けて、労働組合には単なるユーザーを超えプレイヤーとしての力量が試されるといえよう。

## 2 労働審判制度の現状

### (1) 申立件数の増大と地域間格差

最高裁事務総局行政局調査の統計によると、全国の労働審判申立件数の総計は、制度施行時の平成18年（4月～12月）が877件、平成19年が1494件、平成20年が2052件、平成21年が

3468件と、順調に伸びている。地方裁判所では、東京地裁が総計2594件と全体の約33%を占め、次いで大阪地裁が627件（7・9%）、横浜地裁が584件（7・4%）、名古屋地裁が564件（7・1%）、福岡が424件（5・3%）と続いている。他方、北海道、東北、中国、四国の各地裁は伸び悩んでおり、北海道4庁で316件（4%）、東北6庁で279件（3・5%）、中国5庁で291件（3・6%）、四国4庁で154件（1・9%）となっている。個別労働紛争の絶対数の少なさが主因ではあるが、労働局の個別労働紛争解決制度の相談件数からみても潜在的ニーズが掘り起こされているとは到底いえない。法によって個別労働紛争を解決できるようにすることは、民主社会の共通のインフラであり、地域間格差は解消されなければならない。そのためには、弁護士や労働組合へのアクセスを改善することが重要な課題である。

### (2) 事件の種類、解決内容、解決率、解決の期間

申立の約半数が解雇・雇止め等による地位確認等の事件で、約37%が残業代・未払賃金・退職金等を請求する事件である。最近では、パワハラ・セクハラによる損害賠償やうつ病による休職・復職、などの非典型的な事件も増えつつあり、申立や解決に工夫を要する状況となっている。解決内容は、調停成立が68・9%、労働審判が18・8%、取下げが8・5%、24条終了が3・2%である。労働審判の約4割が異議申立なしで確定し、取下げの約6割が第1回期日前であることなどからすると、申立の約8割が労働審判手続により解決していると推定される。平均審理期間は、74・6日（約2・5ヵ月）であるが、このような迅速で高い解決率こそが、他のシステムにはない労働審判制度の最大の強みで

特集

労働紛争解決システムのさらなる展開に向けて



あろう。

### (3) 弁護士代理、本人申立、許可代理

これまで裁判障壁の一つとして、弁護士へのアクセスの困難性（弁護士不足やコストの不透明さ）があげられてきた。労働審判手続の申立では、弁護士代理が84・0%、本人申立が15・9%（相手方では、弁護士代理が82・8%、本人が16・4%）となっている。弁護士へのアクセスは改善しつつあるといえるが、現実の要求に応えるにはまだ不十分である。解決策として、専門性のある弁護士の増員とともに、実践的には二つの方向が考えられる。一つは、労働組合や法律扶助による弁護士報酬の援助であり、もう一つは許可代理である。前者について、神奈川県では連合ユニオンやユニオン基金による貸付金制度が動き出しており実績を上げている。このような仕組みを全国的に普及すべきであろう。後者は、労働組合の相談担当者が申立人の代理人となることであるが、今のところ裁判所は弁護士以外の代理人許可には消極的である。この間、申立人側で認められた許可代理はわずか6件に過ぎず、申立段階からの本格的なものはまだない。最近の事例では、神戸地裁で組合書記長が当初は傍聴のみ認められ、3回目の期日（2009年6月）でようやく代理人として許可された。現在の審理の実情からすると、申立及び手続遂行を本人単独で行うのは至難の業である。知識経験を有する労働組合担当者の代理人許可は、より多くの労働者に労働審判への道を開くことになる。それは、労働組合の相談活動や組織の強化にもつながる。当面は比較的簡易で小額の事件から、労働審判員経験者などの許可代理を実現させるために、各地で積極的な取り組みが求められる。

## 3 労働審判制度の今後の課題

労働審判手続の特徴は、3回期日の原則と審理・評決への労使の参加であり、これにより迅速性と適正性・納得性が担保される。この特徴をさらに進化させる必要がある。

### (1) 審理の実情と迅速かつ適正な解決のための課題

#### ア. 審理の定石の確立

労働審判手続で約7割が調停で解決しているのは、調停が単なる足して二で割る式の調整的調停ではなく、審理の結果認められる権利関係を踏まえた判定的調停だからである。当事者は自ら手続に参加し、審判委員会の心証と今後の見通し（勝敗の見込みやコスト・時間）を考え納得して解決に応じている。しかし事件数の急

増は、権利関係の審理を尽くさず拙速に調停を急ぐ「調停偏重」の傾向を生み出す。しかしそれでは納得性が得られず、調停不調→労働審判→異議申立て——と逆に解決が長引くことが現に実証されている。事件ごとに「顔」があり一律ではないが、主張・証拠の整理→争点の絞り込み→効率的な審尋→評議の充実→法的判断に基づく実効的な解決案の提示→調停（の技法）→労働審判——という最大公約数的な審理の定石についての共通認識を定着させる必要がある。

#### イ. 利用者の声に応え担い手の量と質の向上

この制度は、労使の潜在的なニーズに応え大きく発展・成長する可能性を持っている。訴訟手続と比して当事者参加型に制度設計されているから、従来ともすれば視界の外にあった利用者の声を聞き、謙虚に制度の運用改善に努める必要がある。そのため、日弁連では最高裁の協力の下で利用者アンケートを行っており、東京大学社会科学研究所でも現在利用者調査の準備中である。またニーズの増大に対応するために、①制度を担う専門的裁判官や弁護士の増員、審判員の研修や力量の向上、②良き実務慣行（プラクティス）の形成、が必須となろう。

### (2) 労働審判員の役割と労働運動への期待

労働審判制度は、わが国で初めて民事司法手続に表決権を持った労使（市民）が参加する日本型労働参審制である。その労働審判員も、2010年3月で任期2年の2期目が終わり3期目に入るが、関係者間での労働審判員への評価は合格点といえる。しかし参審制の歴史が長いドイツでさえ、ドイツ参審員協会10周年記念論集（1999年刊行）のタイトルが「名誉職裁判官—裁判官席のデモクラシーか、お飾りか?」であるように、労働審判員の役割については普段に切磋琢磨し検証し続けなければならない。組合には、労働審判員間の経験交流の活発化、弁護士・裁判官・市民間との意見交換の場の設定等について積極的な役割を期待したい。なお、手続の課題として、弁護士会や労働審判員からの要望にかかわらず、東京地裁や大阪地裁では書証を労働審判員に交付しない運用を依然として続けている（審判員用の書証を提出しても窓口で受領拒絶という信じがたい運用がされている）。審判員が裁判官と同等の立場で審理に参加してその役割を果たすために、5年目に入る2010年こそは、この問題に決着をつける年としなければならない。

# 労働紛争解決システムとしての 労働委員会の意義

水谷 研次

(連合東京特別執行委員、東京都労働委員会労働者委員)

日本の「労働委員会」制度は、1945年敗戦直後の「労働組合法」制定から65年が経過する。菅野和夫・中労委会長は、『新・雇用社会の法』（2004年、有斐閣発行）の中で、労働委員会制度について、「戦後40年間は労使紛争解決の主役であった」（377P）と表現したが、「連合」の発足による潮流間競争の減少、労働組合組織率の低下、雇用環境の変化による労働条件とそれに伴う紛争の「個別化」などによって、労使紛争解決システムの中では後景に退いている感がある。しかし、事件数の極端な減少というより、春闘における「仲裁裁定」や大争議などでの「必要度」が薄れたことが、その主な要因ともいえる。

私自身は、1995年の11月から現在まで15年間を東京都労働委員会労働者委員として、また1977年3月からの江戸川区労協を最初に、昨年の連合東京定年退職まで、労組オルグとして、永年にわたり労使紛争とそれを解決するための労働委員会制度と向き合ってきた。確かに、労働委員会（制度）をめぐる「環境」は大きく変化した。

労働委員会への不当労働行為事件申立に關していえば、2009年の全国における新規申立件数395件の内、年間総数15件以上を超しているのは北海道・東京・神奈川・大阪・兵庫だけであり、逆に0～1件は20県を数えるほど事件数は偏在し、大都市部に集中している。申立組合も「合同労組」が事件数の6割以上をし

めており、紛争発生後に労働組合に加入する「駆け込み訴え」も多い。そして、2000年に制定された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に伴って、自治事務たる個々の都道府県労働委員会が個別紛争に取り組めることになり、東京と兵庫を除く45の道府県は、地方自治体と連携して個別紛争あっせんを実施している。

昨年、中労委が、各都道府県労働委員会に対して「今後の労働委員会の活性化にむけた業務の重点の置き方」について各県の各側委員・事務局ごとに意見照会をしたところ、実に興味深い回答が寄せられた。「労働紛争が変容しており、個別労働紛争に重点をおく」と回答した労委が<公益15、労側13、使側18、事務局11>であり、「労働委員会の基本制度である、集団労働紛争に重点をおく」との労委は<公益13、労側20、使側18、事務局9>にとどまった。なお残りは「その他」との回答である。上記の不当労働行為事件の少ない労委のほとんどが、「集団より個別」を選択したと思われる。

菅野会長は2009年4月に講演された「労働委員会制度について考える」（『月刊労委労協』2009年5月号掲載）で、私の自分勝手な要約だが、「労委の扱っている事件は、合同労組を通じる事実上の個別紛争が半数近くを占め、個別労働紛争処理のサービス開始に伴い、労働委員会制度の機能が相当程度変化している。労委にとって、個別労働紛争への対応はあくまで『副

特集

労働紛争解決システムのよびなる展開に向けて

次の任務』なのか、それともく集団から個人へへの時代の流れの中で『本来的任務』として、そこに活路を見出すべきなのか。個別紛争に関する労働審判や地方労働局あっせんという競争的紛争解決機関の成長に対し、労委は本当に必要な機関なのか問われている。労委制度は、労働組合の助成政策の中で創設されたものであり、労委制度の活性化は労働組合運動の活性化と表裏の関係にある。労働組合界が、労働委員会の意義をどこに見出し活用しようとするのか、その検討がない限り労委制度の活性化はあり得ない」と厳しく指摘されている。

命令確定まで10年かかるといわれる五審制問題や審査の遅延・長期化、さらには相次ぐ中労委命令に対する行政訴訟での取り消し等に対し、2004年には50年ぶりといわれる労働組合法改正の中で「労働委員会における審査の迅速性・的確性」がめざされた。しかし個人的には、中労委以外に大きく改革されたとはなかなか思えない。申立件数自体が決して増加していないことが、改革結果の証左ともいえよう。最大の改正内容のひとつといわれた「都道府県労委公益委員会による証人の強制出頭・証拠の強制提出命令」は、既出の3件とも中労委によって取り消された。また、最近では滋賀県大津地裁における「行政委員会委員の月額報酬違法判決」によって、全国の各県で相次いで労働委員会委員が月額報酬となりつつあり、専門的機能を持った準司法機関としての側面も危機に瀕している。

しかし、ここまで「集团的労使紛争の解決機関たる労働委員会」へのマイナス面が指摘されつつも、私自身は労働委員会制度の「可能性」について「確信」をもっている。昨年、東京都労働委員会の新規申立事件数は急増した。不当労働行為事件が2008年の92件から119件に、調整事件に至っては145件が209件となり、戦後2番目の取扱件数を記録した。終結事件の平均所要日数も、不当労働行為事件では2005年の1500日以上から昨年は423日に、調整事件では181日から76日と、迅速化がはかられている。そして、

そのキーポイントは「適正・迅速な和解」である。

労働委員会には「判定機能」「調整機能」に加えて、労調法第一条「労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、または解決して、産業の平和を維持し、もって経済の興隆に寄与することを目的とする」にも記された「予防機能」という、3つの「機能」があると私はこの間主張している。確信犯的経営者による不当労働行為・組合つぶし行為を除いては、日本において将来にわたる健全で安定した労使関係を構築するためには、労働委員会の説得による合意に基づく「和解解決」は、労使双方にとって実に有効性がある。まさに他の紛争解決機関と比して、労働委員会制度の最大の長所は、「公・労・使」三者委員による柔軟な裁量権ある解決システムといえる。

都労委においても、使用者委員の皆さんが、労働組合や労使関係に不慣れであったり、頑迷な経営者に対し、実にねばり強く説得をされている。もつれた糸のかたまりを丁寧にほぐすように、一つひとつがまるで異なる個性ある事件の和解が、絶妙なチームワークによって成立する。ある時は「ガス抜き」さながらに、審問で激論を交わした後、命令直前に和解することもある。10年以上も経過した根深く深刻で泥沼化していた長期争議が、労働委員会における説得で和解協定書が調印され、その後安定した労使関係と企業運営がはかられている姿を見る時、実に晴れ晴れした思いを感じる。

そして、それぞれの産業・地域・職域において、労働組合組織が、あらゆる立場の労働者の代表としての公正な合意に基づく主張をはかることによって、経営者組織と対等な議論がはかられ、さまざまな合意と協約化を実現できれば、まさに「WIN-WIN」が成立する。労働委員会こそは、そのサポート機関であり、紛争を未然に、そして適正に解決できるシステムとして、さらなる活用と発展を展望し得る。また、そのためには労働組合自らが、変革と確信を持たなければならぬ。労働委員会を生かすも殺すも、実は労働組合次第なのだ。

# 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究Ⅱ

—「地域協議会の組織と活動の現状」調査報告書—

連合総研では、2007年度より実施しているシリーズ研究「21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会」の2年目の研究テーマとして、「地域労働運動ルネッサンス—地域に根ざした顔の見える労働運動」を設定し、2008年12月に調査研究委員会（主査：中村圭介・東京大学社会科学研究所教授）が発足した。委員会では、連合における地域労働運動強化が、地方連合会と、その下部組織である地域協議会（以下、地協）との一体的な取り組みとなっている実態を踏まえて、先進的な活動を行っている地方連合会・地協に対する聞きとり調査を実施した。その上で、聞きとり調査で得られた知見をもとに、今後の地域における社会運動・労働組合運動のあり方について検討を行った。

本報告書は、聞きとり調査で得た成果を踏まえて、中村主査による「総論」、呉委員による「総括」に続いて、10のモデル地協を中心にそれぞれの地方連合会も含めて具体的な取り組み事例を紹介している。事例紹介の中では、ヒアリング調査で明らかとなった、地協が抱える地域労働運動についての課題や悩みとともに、地域や構成組織・組合員の理解と協力を得るためのさまざまな工夫等に力点をおいて記述した。本報告書を通じて地域の中小企業労働者、非正規労働者をはじめとする未組織労働者の雇用維持・労働条件向上のための地域共闘・中小労働運動、そして社会運動としての労働運動改革を实践する各地協の熱意と彼らの取り組みから、将来の地域労働運動のさらなる可能性を感じとっていただけることを切に願う。

## 総論 地域を繋ぐ—地域協議会強化への道のり

（中村 圭介）

連合運動において、ヒト・モノ・カネという資源を地域へシフトしていこうとする改革がどのように進められているのか、そしてどのような問題を抱えているのかをつぶさに観察してみたい。こうした問題関心のもとに、地方連合会および地域協議会の協力のもと、事例調査はすすめられた。総論では、「地域協議会強化」への歩みがどのように、そしてなぜに起こったのかを、その途中で遭遇したいくつかの困難にも触れながら述べていく。

連合結成当初、地域協議会は地方連合会を補完、補助する組織として位置づけられていた。第3回大会における「地域で顔の見える運動」との呼びかけ、1993年の「地方連合会の活動・財政・交付金等のあり方」、1996年の「地方活動強化のための対策指針」で強化すべき対象とされた組織は地方連合会であって、地協ではなかった。地協はあくまでも補完、補助する組織と考えられていた。不況を背景とした雇用調整や就労構造の変化に伴う組織人員の縮小、その結果としての組合費収入の減少と財政規模の縮小。この財政問題をきっかけに、合理的、効率的な組織運営を迫られた連合が、対処すべき重点課題として地域で働き、生活する人々が抱える問題を取り上げ、

それらを効果的に解決、処理できる組織として地域協議会に着目したのではなかろうか。

地域協議会を中心に地域で顔の見える連合運動を繰り広げるとい改革は、第一段階を無事、通過したように思える。この改革は、さらに財政構造の改革にもつながった。第二段階もクリアしたところだろうか。だが、地域協議会の組織体制、財政基盤の強化それ自体が目標であるわけではない。地域協議会による運動、活動の広がりが、地域社会、そこに住み、働き、生活する人々に良い影響をもたらしてこそ、一連の改革は意義のあるものとなる。

## 総括 地域協議会の挑戦と可能性

（呉 学殊）

調査対象とした10地協の先進的な取り組みに共通することとして、地方連合会が地協強化に積極的に関与し、本部の人員と支出を削減してそれを地協に再配分していることがあげられる。また、地協強化は地方連合会の取り組み方によって、3つのタイプ（①全地協底上げ平準化タイプ②先行地協モデル化タイプ③未活性地協底上げ平準化タイプ）に分けられる。これは地方連合会が、それぞれの地協強化の戦略、力量、状況に合わせて選択した結果である。今後、地方連合会が地協強化を考える際

本年4月に発表する「『地域協議会の組織と活動の現状』調査報告書」（報告書全文・ホームページ掲載予定）の概要を紹介する（文責は連合総研事務局）。

に、地協強化タイプを戦略的に選択していけば、地域労働運動の可能性は更に広がると見られる。

地協の活動領域は、主要なものだけでも構成組織間の交流、管轄地域行政への政策制度要求、政治・選挙へのかかわり、一般市民とのかかわり、労働相談、組織化活動、NPOとのかかわり等と、実に幅広く、まさに「オールマイティ（Almighty）組織」であることが求められている。その一方で、3つのK（構成組織に対する権限、構成組織からの関心、活動に十分な金）がない、「無3K組織」なのである。このように「無3K・Almighty組織」であるにも関わらず、今回調査を行った10地協が、先進的かつ活力ある地協運動を実践し得ているのは、地協活動を支える専従者の高い能力と高い志を、非専従役員も

含めた地協組織全体が共有しているからに他ならない。

今回の10地協の運動の経験が、地協強化に取り組む際の重要な課題として示唆するものは、①地方連合会の明確な方針と実現に向けたリーダーシップ②地協専従者の発掘と能力を発揮できる環境づくり③地協役員選出の際の肩書き主義からの脱却④地協活動を通じた単組活動の活性化、の4点が挙げられよう。しかし実際、「無3K・Almighty組織」のあり様は、地協ごとに異なる。そのためどの地協でも適用できるマニュアルをつくることには限界がある。それぞれの地協が、置かれた状況・事情を踏まえて、ベストのAlmighty組織を目指すしかないが、その際、今回、調査した10地協の取り組みは大いに参考になるとみられる。

## 第1章 OBが支える効率的な地協運営

### —連合栃木・下都賀地協— (南雲 智映)

連合栃木は、全国に先駆けて2000年から地協強化の取り組みをすすめていた。2005年には、12地協を段階的に6地協に再編することとし、「地協活動強化マニュアル」を発行した。その一方で、地方連合会の専従者数の削減、出張手当の廃止など運動のスリム化を図って、地協強化のための財源を確保した。2009年2月には全ての地協に専従者を配置した。地協専従者には、OB人材を充て、彼らの労働運動の経験・ノウハウを活かすとともに人件費を削減することも実現した。OBがモデル地協の下都賀地協の専従者になってから、機関紙の発行、幹事会の定期開催、産別ネットワークの構築等の取り組みをすすめ、「構成組織に顔を見せる」活動が定着した。また、「働く人の生活相談センター下都賀」というライフサポートセンターの設置、管轄地域の全ての市町への政策制度要求、支援議員との情報交換や勉強会、地域ユニオンの設立など、「地域に顔を見せる」活動も充実している。本当の意味でのモデル地協として、県内の他の地協の手本となっているのである。

## 第2章 全員参加による「万能型地協」

### —連合新潟・中越地協— (呉 学殊)

中越地協は、労働相談、組織化等の自前型活動（労働組合以外との連携を要しない活動）を積極的に行う傍ら、地域労働運動の社会的な広がり的重要性を認識し、NPOや地域社会とのさまざまなかかわりを持つネットワーク型活動を展開し、新潟県初のNPO法人「地域循環ネットワーク」の設立に至った。このNPO法人の活動は、その功績が認められ、国から表彰されたり、小学校の教科書で紹介されたりと、社会的評価が高い。中越地協が、自前型活動とネットワーク型活動をともに実現する万能型地協となった原動力としては、専従事務局長の個人的な力量に負うところも大きい。連合新潟のモデル地協化への徹底した準備と、専従者・交付金の地協への重点的かつ柔軟な配分も挙げられる。月3回発行している機関紙は、全ての組合員と地協活動とを結ぶ役割を果たしている。上記のネットワーク型活動とさまざまなイベントを通じて、地域の多くの人々に地協との接点を持たせて地域住民が地協活動に何らかの形で参加できるように働き掛けている。

### 第3章 ブロック制導入の試みー連合静岡ー (大谷 直子)

連合静岡は、財政や人材の面で実現が難しいという問題と、単組の役員が地協運動に積極的にかかわるようになりたいという思いから、2006年に選定した3つのモデル地協をその翌年には発展的に解消し、連合静岡の地域事務所という位置づけで県内に3つのブロックを設置した。その際、連合静岡本部の専従者を減らして、各ブロックに5～6人の専従者を置いた。ブロックの専従者は、担当地協を持ちその地協の事務局次長として、地協の三役会と幹事会に出席するとともに、連合静岡の方針および決定事項をブロック内の各地協・単組に説明し、周知徹底を図る等、地協および単組活動をサポートしている。また、地協や単組の状況を把握し、それをブロックや連合静岡に伝える役割をも果たしている。それにより、連合静岡と地協・単組間の相互理解が深まった。各ブロックには、ライフサポートセンターが設置され、公共機関、NPO等の100を超える団体・個人と提携し、ワンストップサービス機能を追求している。モデル地協の浜松地協では、労働相談を地協幹事役員が対応するキャンペーンを実施して、未組織労働者の現状を知るとともに労働法について体系的で網羅的な知識を習得する機会を作っている。

### 第4章 「生活なんでも相談」に集中して対応ー連合奈良・北和地協ー (会田 麻里子)

連合奈良のモデル地協の1つでもある北和地協は、専従の事務局長がおかれている唯一の地協でもある。北和地協では単組が地協へ参加することを促進するために、専従の事務局長が50数か所の構成組織の事業所を1年かけてすべて回り、産別集会にも出向いて単組の役員と顔を合わせた。地協ニュースも月2回発行し、ホームページにも掲載した。その結果、地協役員や単組間のコミュニケーションが活発になり、地協内での連携が着実に進んでいる。また、事務局長は、連合奈良ユニオンの事務局長も兼務しており、組織化と紛争解決にも携わる。その一方で、2008年12月に設置された「ライフサポートセンター奈良（北和地協と同じ事務所内にある）」の所長を兼務し、活動を積極的に展開してきた。同センタ

ーでは、相談業務に対応できるさまざまな経歴を持つ5人の相談員が労働、離婚、人間関係、多重債務、契約等多岐にわたる相談を受け付け、場合によっては弁護士や司法書士等の専門家につなげて問題解決に向かうようにしている。

### 第5章 地方連合会との連携強化で新たな枠組みを模索ー連合山口・周南ブロック連絡会議ー (小熊 栄)

連合山口は、13の地協を3つに再編し、労働運動の強化を図ることとし、先行的に周南ブロック、下関地協をモデル地協にした。当初、周南ブロックは、周南、下松、光の3地協を統合して周南地協とすることを目指したが、地方自治体との関係のなかで問題が浮上し、統合は実現できず3地協を存続させたまま、これを統括するブロック制を採用した。周南ブロックには、連合山口の副事務局長を兼任する専従の幹事長が配置されており、地協を超えた福祉活動や役員間の相互交流、メーデー、役員の教育活動等を行う。一方で構成地協は、それぞれの行政（市）への要請行動、市政選挙支援等を行うというようにブロックと地協の役割を明確に分担している。ブロック事務所には、ワンストップサービスを行う「生活あんしんネット周南センター」が設置され、連合山口の労働相談アドバイザーと連携しながら一体的な運営を行っている。労働相談アドバイザーが地協役員の教育・指導も担うなど、地方連合会の積極的な関与と連携のもとで地協強化を目指している。

### 第6章 地域住民を動かす政策実現活動重点型地協ー連合北海道・渡島地協ー (呉 学殊)

渡島地協は、管轄の函館市周辺地域の過疎化や高齢化が進んでいる中で、地域の活力を維持するための政策実現活動を積極的に展開している。そのために地協役員は推薦議員のニュースを地域の組合員に配布する一方で、推薦議員は組合の集会などで地方連合の政策実現に向けた活動や地域活動を支援する演説を行うといったように地協と推薦議員との間で常に一体感をもった取り組みを展開している。また、政策実現に向けて市議会の前に「連合推薦議員団懇談会」を開催し、市に対して政策制度を

要請し書面による回答を得ている。こうした政策実現活動の以外にも、無料法律、多重債務、労働の相談窓口を設けて相談を受け付けて市民の生活を支えている。

### 第7章 地域の独自性を活かす一連合秋田・大館地協一 (大谷 直子)

連合秋田は、地協の専従者が影響力を持ち、主体的に地域を運動に巻き込んでいくように地協に権限を委譲し、連合秋田は地協活動のチェックなどのサポートに徹することとした。そのため、労働相談を地協に割り振り、連合秋田の副事務局長を兼任していた地協事務局長を専任化した。大館地協の専従事務局長は、資料を直接渡しながらの全単組巡回を通じて単組とのコミュニケーション強化を図っている。また、大館地協は、地域との接点を見つけるために、地域の催事に参加したり、一般市民参加型の催事を企画したり、さらには地協主催のフリーマーケットを開催し、その場を利用して労働相談を実施している。この労働相談をきっかけに町立病院の看護師の組織化を実現したこともある。

### 第8章 役割を分担することで、単組役員に地協活動への参加を促す一連合岐阜・中濃地協一 (会田 麻里子)

連合岐阜は、組織人員が少なく活動が活性化しにくい地協を先に底上げして全体の平準化を図りたいとの意図で、それぞれの地協に専従者を配置した。中濃地協の専従事務局長は、労働組合の固いイメージを払拭し、地域との垣根を取り払うことを心掛けている。連合岐阜では、地協との連携という観点から、地協代表者会議を年3、4回開催しているが、地協の議長・事務局長、事務局員が参加し、問題提起や要望を出す機会となっている。また、地協の議長を1年交代とし、地協役員のおおむね全員が地協の役割を担当することで、役員・単組の間では全員参加の意識が高まっている。

### 第9章 ボランティア・NPO 活動重点型地協一連合兵庫・姫路地協一 (呉 学殊)

姫路地協は、連合結成前から旧労働三団体である総評、

同盟、中立労連の結びつきが強かったことが追い風となり、地域の組織が一体となってボランティア活動を積極的に行ってきた。ライフサポートセンターの「生活あんしんステーションHIMEJI」では、市民からのさまざまな相談を受け付け、必要に応じて行政や弁護士等を紹介し問題解決への手助けをしている。また、姫路地協が設立したNPO「はりま悠々クラブ」では、中小企業の退職者等の一般市民を対象に、生きがい創りや社会貢献活動に対するサポート及び生活支援に関する事業を通じて地域の発展と福祉の向上に寄与している。

### 第10章 労働相談にアドバイザーを活用一連合大分・大分地協一 (会田 麻里子)

連合大分は、本部の予算を減らしてその財源を地協に配分し、2008年から地協強化に努めている。大分地協の事務室に設置されたライフサポートセンターに常駐する連合大分のアドバイザーは、相談に対応するだけでなく、連合大分ユニオンの委員長として年間2～30件の団体交渉を行っている。大分地協の事務局長は同ユニオンの書記次長として交渉に同行することもある。事務局長は地協構成組織になるべく足を運んで話をすることを心掛けた結果、組織強化の成果が少しずつ見えているという。

#### 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会Ⅱの構成

主査	中村 圭介	東京大学社会科学研究所教授
委員	呉 学殊	労働政策研究・研修機構主任研究員
	大塚 敏夫	連合前総合組織局長
	一條 茂	連合前組織拡大・組織対策局長
	松永 裕彦	連合組織拡大・組織対策局長
事務局	成川 秀明	連合総研前副所長
	大谷 直子	連合総研前研究員
	会田麻里子	連合総研前研究員
	南雲 智映	連合総研研究員
	小熊 栄	連合総研研究員

# 2009年度新規研究テーマ紹介(1)

## 日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会

### 1. 研究の概要

2008年秋のいわゆるリーマンショックに端を発した世界的な金融危機を背景とした戦後最大の不況により、2009年半ばには失業者数が約350万人を数えたが、これら失業者に対する離転職・職業訓練事業は、委託訓練を含めても数十万人規模にすぎず、多くの失業者は個人努力による再就職活動を強いられている。一方、国の職業訓練政策においては、近年、民間委託を重視し、公的訓練施設の縮小が進み、その民間委託の事業の効果についても疑問が呈されている。また、民間企業における人材育成・能力開発事業も、1990年代半ば以降、停滞・縮小傾向にある。

さらに、勤労者の人材育成、能力開発は、グローバル化のなかでの企業競争、新産業育成においても、中・長期的に極めて重要と指摘されているが、日本の人材育成・能力開発事業の現状は、公的事业、民間企業ともに脆弱な現状にある。

その後、諸施策の効果もあり、景気は持ち直し傾向にあり、失業者数は減少傾向にはあるが、世界同時不況を端緒として、離転職者の職業スキルの向上により早期就職を促進するものである職業訓練・職業教育事業の強化の必要性が強く認識されるに至っている。

本調査研究は、在職者、失業者、新規学卒者・未就業者の対象者別に職業訓練事業の現状と問題点を分析す

るなかで、国等の公的職業訓練、事業団体の職業訓練など社会的に職業能力の形成をはかる新しい職業訓練・職業教育のあり方について検討する。

具体的には、公的および民間の職業訓練機関、企業内職業訓練および専修学校等の関係者から職業訓練・職業教育事業の現状についてヒアリングし、関係研究者の研究報告、また海外先進国の職業訓練制度の文献調査等を行い、報告書をまとめる。とくに失業者・転職者の職業訓練について、政労使三者の協力による新たな職業訓練のあり方を討議する。

(研究期間：2009年10月～2011年9月)

### 2. 構成

主 査：今野浩一郎 学習院大学経済学部教授  
 委 員：大木 栄一 職業能力開発総合大学校准教授  
 北浦 正行 日本生産性本部参事  
 桐村 晋次 日本産業カウンセリング学会会長、  
 日本経団連教育問題委員会委員  
 新谷 信幸 連合総合労働局総合局長  
 鈴木 宏昌 早稲田大学商学部教授  
 仁田 道夫 東京大学社会科学研究所教授  
 藤波 美帆 高齢・障害者雇用支援機構情報研究部  
 研究開発課研究員  
 事務局：龍井 葉二 連合総研副所長  
 中野 治理 連合総研主任研究員  
 松淵 厚樹 連合総研主任研究員  
 山脇 義光 連合総研研究員



# 第9回「連合総研ゆめサロン」を開催

## 「協同労働」という新しい働き方をテーマに意見交換

連合総研は、3月5日、第9回「連合総研ゆめサロン」を開催し、多くの若手研究者、連合政策担当者にご参加いただいた。

今回は、古村伸宏・日本労働者協同組合連合会専務理事をお招きし、「『協同労働』という働き方・生き方－新しい協同組合・ワークスコープの現状と展望」をテーマに、協同労働とは何か、働くことを中心にすえた地域づくりや仕事おこしの現状、協同労働法制化の動きなどについて報告をいただいた。



古村伸宏・日本労働者協同組合連合会専務理事を招き、「協同労働」をテーマに第9回「連合総研ゆめサロン」開催（3月5日）

参加者からは、社会的企業とのつながりや評価、地域の人びととの協働のあり方、労働組合との連携などについて質問や意見が出され、活発な意見交換を行った。

## ◇新刊紹介

### 水町勇一郎・(財)連合総合生活開発研究所編 「労働法改革」－参加による公正・効率社会の実現－ 日本経済新聞出版社／定価：3,150円（税込）

多くの場において雇用をめぐるルールを展望する議論が行われてきました。しかし、これらの議論の多くは浮かび上がってきた問題に対処療法的に対策を練ろうとするものであり、労働法全体を見据えながら全体として一貫性のある形で未来のあり方を展望しようとする視点が欠けていました。連合総研では、こうした認識のもと、連合雇用法制対策局からの委託を受けて研究委員会を立ち上げ、22回にわたる討議および2回の公開シンポジウムを行い、その研究成果として本書を刊行しました。

本書は、「社会的に『公正』で経済的に『効率』的な社会を当事者の『参加』によって実現していくこと」を基本理念として掲げ、未来に向けた労働法改革の全体像（労使関係法制、労働契約法制、労働時間法制、雇用差別禁止法制、労働市場法制の5分野にわたる提言）を提示しています。これらの提起を通じて、研究者にとどまらず、行政および労働問題の実践にあたっている労使関係実務家をも巻き込んで、労働法改革に関する政策論議を喚起することをねらいとしています。

#### 第I部 労働法改革のグランド・デザイン

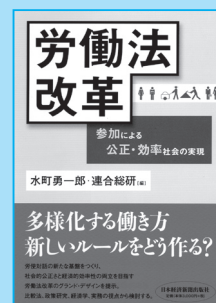
- 第1章 労働法改革の基本理念（水町勇一郎）
- 第2章 新たな労働法のグランド・デザイン（水町勇一郎）

#### 第II部 労働法改革の視点

- 第3章 労使関係法制（桑村裕美子）
- 第4章 労働者代表制度（大石玄）
- 第5章 雇用差別禁止法制（櫻庭涼子）
- 第6章 雇用差別禁止法制（両角道代）
- 第7章 労働契約法制（山川隆一）
- 第8章 労働時間法制（濱口桂一郎）
- 第9章 労働市場法制（濱口桂一郎）

#### 第III部 経済学・実務からの考察

- 第10章 労使コミュニケーションの再構築に向けて（神林龍）
- 第11章 労働関係ネットワーク構築のための素描（飯田高）
- 第12章 労働組合の視点から（杉山豊治・村上陽子）
- 第13章 人事労務管理の視点から（萩野勝彦）



※ご希望の方は連合総研までご連絡ください（Tel.03-5210-0851）

# 日本の住宅ローン問題の深刻

澤井景子（連合総合生活開発研究所主任研究員）

勤労者が、失業や賃金低下による所得の減少によって直面する深刻な問題の一つが、住宅ローンの返済問題であろう。昨年夏に連合総研の経済社会研究委員会において、委員の一人である逢見連合副事務局長から、「賃金の弾力性が大きいために、生活への影響、例えば住宅ローンの支払いができないということが生じていないか」という指摘があった。「2009-2010年度経済情勢報告」では、この指摘を反映した記述を行ったが<sup>i</sup>、報告書のとりまとめまでの時間的な制約もあり十分な分析を行うことができなかった。しかし、住宅ローン問題は、勤労者の生活に与える影響は大きく、また、金融システムや経済全体への影響の観点からも重要である。

そこで、筆者が、住宅ローン問題に関する状況を把握しようと試みたところ、懸念すべき事態であることがうかがえるものの、その深刻さを把握することが容易ではないことも判明した。ここでは、深刻さを把握しにくいことも含めて、日本の住宅ローン問題について、データ等の紹介と若干の考察を行いたい。

## 1 増加している住宅ローンの延滞

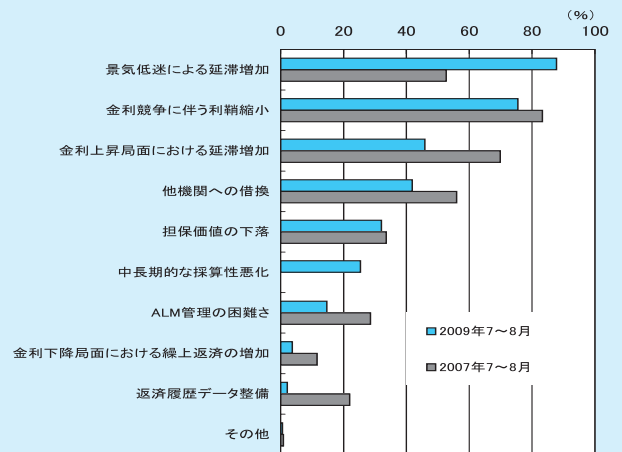
2008年秋以降の日本経済の急激な悪化により、住宅ローンの返済が滞る事態は急増していると考えられる。

住宅金融支援機構「民間住宅ローンの貸出動向アンケート調査」によると、金融機関が住宅ローンについて懸念するリスクとして、「景気低迷による延滞増加」を挙げる割合（複数回答）は、2007年7～8月時点の52.7%から、2009年7～8月時点には87.8%に大幅に上昇している（図表1）。

2009年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」に基づく返済条件の緩和実績として、大手6銀行は、2009年12月末時点で、住宅ローンについては4千件近い条件変更の申し込みがあったと公表しており<sup>ii</sup>、現実には延滞は増加しているとみられる。

また、不動産の競売件数は、2007年度下期まで減少傾向にあったが、その後2009年度上期にかけて増加している（図表2）。この要因として、住宅ローン保証会社による競売申立物件の多いことが指摘されている。延滞にとどまらず、住宅を手放さざるを得なくなった人も増えている。

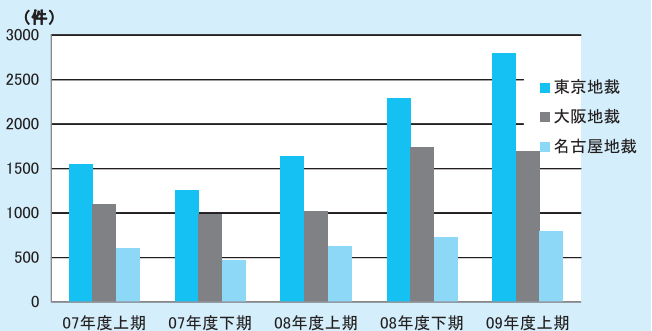
図表1 金融機関が住宅ローンについて懸念するリスク



(注) 1. 複数回答

2. 「中長期的な採算性悪化」は、2009年度調査で新設された回答項目  
資料出所：住宅金融支援機構「民間住宅ローンの貸出動向アンケート調査」

図表2 不動産の競売件数の推移



(注) 各地方裁判所において、競売の改札日が到来した物件の件数。(地裁の発表する競売申立受理件数とは異なる)  
資料出所：三友システムアプライザル

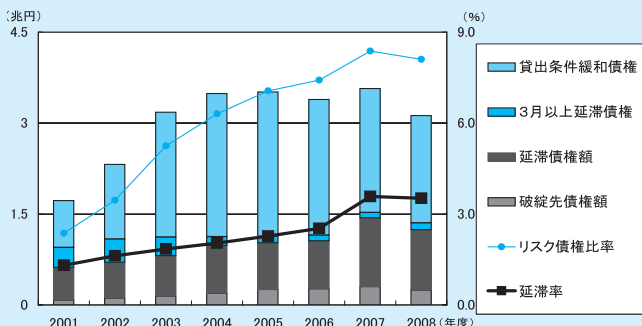
## 延滞の広がりを把握できないという問題

日本で住宅ローンの延滞が増加していることは事実であろうが、どの程度発生しているのか、歴史的に見てどの程度の深刻さなのか等を把握することは容易ではない。これは、日本では、住宅ローンの延滞を端的に表すデータが存在しないためである。

米国の場合であれば、米国抵当銀行協会（MBA）が住宅ローンの延滞率を公表している。例えば、住宅ローンの延滞率（季節調整値）については、2009年10-12月には9.47%で、過去最高だった2009年7-9月の9.64%より若干低下している。信用力の低い個人向けのサブプライムローンの延滞率については、10-12月は25.26%と非常に高いが、7-9月の26.42%からは低下している。このように、米国では、さまざまな政府の住宅市場対策にもかかわらず、住宅ローンの返済問題が依然として深刻であるといった全体像や、ようやく若干ながらも改善の兆しが出てきていること等を比較的容易に把握することができる。

日本の場合、かつては、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の貸出債権に占める延滞債権の推移でおおよその動向が把握できた。住宅金融支援機構の延滞率の推移をみると、2001年度には1%程度だった延滞率が最近では3%台半ばにまで上昇し、貸出条件緩和債権を含めたリスク債権比率については、2001年度は2%台であったのが、最近では8%台に達している（図表3）。（この上昇には、現在は廃止されている「ゆとり返済ローン」<sup>iii</sup>の影響や、後述のように所得の低下により住宅ローンの負担が重くなってきたことがあると思われる）

図表3 住宅金融支援機構の延滞債権・リスク債権の推移



(注) 1. 延滞率 = (破綻先債権額 + 延滞債権額 + 3か月以上延滞債権額) / 総貸出残高。

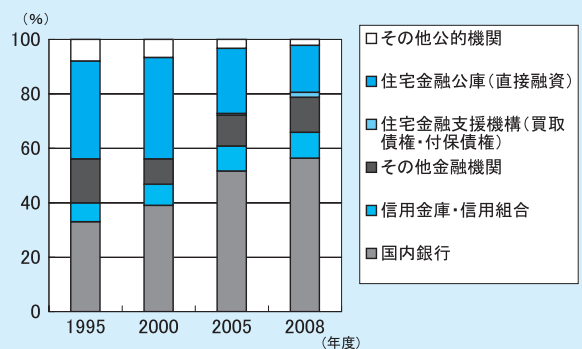
リスク債権比率 = (破綻先債権額 + 延滞債権額 + 3か月以上延滞債権額 + 貸出条件緩和債権額) / 総貸出残高。

2. 各項目の数値には、法人向けも含まれる。

資料出所：住宅金融支援機構

雇用情勢の悪化は2009年度に入ってから深刻化したため、2008年度までは今般の経済の悪化による影響はさほど反映されていない。しかし、2009年度の数字がわかったとしても、これらの比率で住宅ローン返済の全体動向を判断することには限界がある。かつては、個人向け住宅ローンの貸出残高の中で住宅金融公庫が占める割合は、約3分の1と相当の部分を含めていたが、行政改革により、直接貸出業務を徐々に縮小され、2007年3月に公庫は廃止された。後継組織である住宅金融支援機構は、既存の融資は引き継いでいるが、新規の直接融資は原則として行っていない。住宅ローン貸出残高に占める住宅金融支援機構（直接融資）が占める割合は、2008年度では17.2%まで低下している（図表4）。新規貸出がほとんど含まれておらず、貸出残高の割合も低下しているデータで、住宅ローン全体の動向を判断することは難しいと考えられる。

図表4 住宅ローン貸出残高の金融機関別構成比



(注) 住宅金融公庫（直接融資）については、2008年度は住宅金融支援機構（直接融資）。

資料出所：住宅金融支援機構

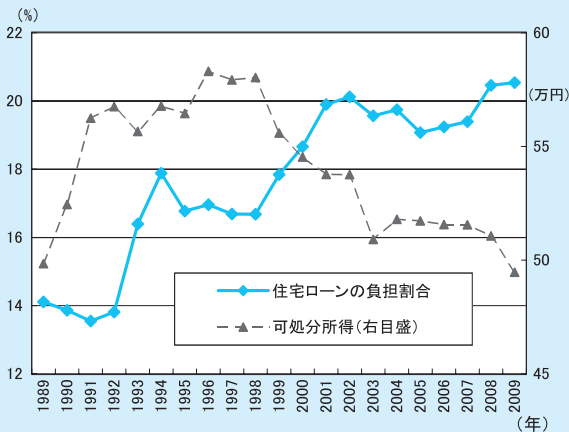
状況の深刻度の把握が難しい状況では、適切な対策を講じることも難しくなる。住宅ローン問題の影響の大きさを考えれば、日本においても、容易に入手できるわかりやすい公表データの整備が求められる。

## 家計における住宅ローンの負担増加

住宅ローンの延滞が増えた背景には、所得の減少により、家計における住宅ローンの負担が重くなっていることがあると考えられる。

総務省「家計調査」により、住宅ローン返済世帯について可処分所得に占める住宅ローンの割合の推移をみると、1990年前後は14%前後であったが、徐々に割合は高まり、2001年以降は19%台で推移し、2008年、2009年は、過去最高の20.5%に達している（図表5）。一般的に、年収に占める住宅ローンの返済額の割合は2

図表5 家計に占める住宅ローン負担割合の推移



(注1) 住宅ローン返済世帯  
 (注2) 住宅ローンの負担割合=土地家屋借金返済 / 可処分所得  
 資料出所: 総務省「家計調査」

割以下が適当といわれることを考えると、この数字は、住宅ローンの返済が、相当数の勤労者の家計を圧迫していることを窺わせる。

日本における土地・住宅問題といえば、1990年代前半のバブルとその崩壊時が思い浮かぶ。しかし、当時の問題は、不動産価格の下落であったため、数多くの不動産を担保として抱えていた金融機関、企業の経営には深刻な影響を与えたが、住居として利用する勤労者の生活には直接的には影響を与えたわけではなかった。また、当時は、所得は上昇傾向にあり、住宅ローンの負担割合も2割には達していなかったことから、支払いにはまだ余力があったと考えられる。

しかし、1998年以降、可処分所得は減少傾向で推移し、家計において住宅ローンの負担が重くなってきた。これは、この時期に進行したデフレの影響ともいえる。住宅ローンでは、将来の収入見込みを前提に、数十年に渡る長期の返済計画を立てる。そこでは、将来の収入見込みは、計画時点より上昇することが前提となっていた。ところが、デフレの影響や企業の賃金制度の見直し等から、賃金は予測通りには上昇せず、一方で、ローンの返済額は減少しない。デフレによる悪影響の一つは、借金の実質増加である。額面は変わらなくとも、実質的に住宅ローン負担は増加していたのである。

## 4 借手者がリスクを負う日本の住宅ローン

米国のサブプライムローン問題が示すように、住宅ローン問題による悪影響としては、借手者の生活が困窮する、住宅の差し押さえによって持ち家を失うといった家計や生活への影響と、金融機関の経営悪化や景気の悪

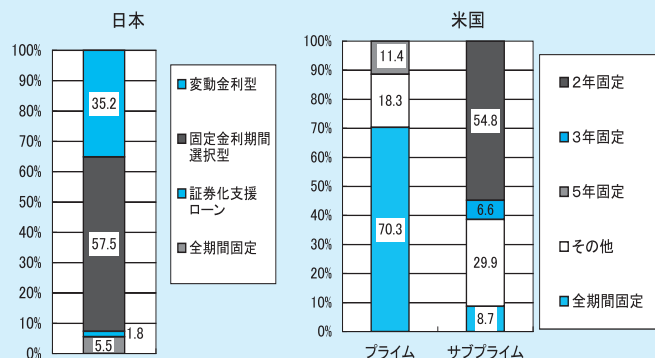
化といった金融システムや経済全体への影響の二つが考えられる。

前者については、米国のサブプライムローン問題以上に、日本での影響が深刻になる可能性が懸念される。これは、日本では米国に比べて住宅ローンのリスクを借り手が負うような仕組みとなっているからである。

米国の住宅ローン、特にサブプライムローンは、融資対象になった不動産以外に債権の取り立てが及ばないノンリコースローン（非遡及型融資）の割合が高いといわれる。ノンリコースローンの場合、住宅が差し押さえられれば、持ち家は失っても、借り手の住宅ローンの残額はゼロになる。しかし、日本の住宅ローンは通常はリコースローンであるため、住宅が差し押さえられても、その価格がローンの残額を下回る場合は、差額は引き続き借金として残る。しかも、日本では、住宅の価格は一度住むことによって大幅に下がる。持ち家を失った上に、多額の借金を抱える可能性がある。場合によっては自己破産を選択せざるをえなくなる場合も生じる。

また、家計の所得減少のように目前に迫ったリスクではないが、日本の住宅ローンにおける非常に大きなリスクとして、金利上昇による返済金額の増額がある。米国では、サブプライムローンでは変動金利型ローンの割合が高く、金利上昇が延滞の一因となった。しかし、プライムローンの場合は、7割は全期間金利固定型で、金利が変動しても返済額は変わらない。ところが日本の場合、全期間固定型ローンの借り手は全体の5%程度に過ぎず、その他は変動金利型か、一定期間の金利のみ固定されている固定金利期間選択型であり、これは実質的には変動金利である（図表6）。つまり、金利が上昇した場合、多くの借り手の返済負担額が一斉に増加し、家計を直撃する仕組みとなっている。このところ日本の長期金利は2%を下回る低金利で推移しているが、いつまで

図表6 日米の住宅ローンの金利タイプ別シェア



(注) 日本は2007年度末。米国は2006年。  
 資料出所: 国土交通省「平成20年度民間住宅ローン実態に関する結果報告書」及び「住宅金融支援機構の業務について(平成20年7月)」

もこの低金利が続くと決まっているわけではない。一般的には景気拡大期に金利が上昇する。この場合、家計の所得が返済負担金額の増額以上に増加すれば問題はないが、直近の景気拡大期には賃金が増えなかったことを考えると不安は拭えない。また、景気停滞期に、多額の債務残高を持つ日本の財政再建が不安視され、金利が上昇する可能性も否定できない。

既に、家計に占める住宅ローンが平均で2割に達しているような状況では、これ以上の負担に耐える余地はあまり残されていないと考えられる。所得の低下や返済額の増額等のショックの発生により、住宅ローンの返済が滞り、生活が破綻する者が多数生じることが懸念される。

## 5

### 金融機関が抱えるリスク

一方で、金融システムや経済全体に与える影響は米国のサブプライムローンほどではないことが期待される。家計がリスクをより大きく引き受ける仕組みになっているのであれば、金融機関のリスクはより小さくなっていると考えられる。しかしながら、懸念もある。1990年後半以降、企業向けの不債権処理に苦しんだ日本の金融機関は、貸倒率が低い個人向けの住宅ローンの獲得に積極的であった。国内銀行貸出に占める住宅ローンの割合は、1990年代初めには10%以下だったが、現在は、20%を超えている。日本の住宅ローンは家計によりリスクを負わせる仕組みといっても、家計が負担し切れなくなれば、金融機関のリスクとなる。しかも、民間金融機関間の競争激化で、融資の審査は軟化したため、利鞘は薄くなり、貸倒率は高まっているといわれる。

とはいえ、幸か不幸か、日本では証券化が米国のように進んでいない。このため、住宅ローンの返済リスクは直接の貸し手である金融機関内にとどまると考えられる。したがって、米国のサブプライムローン問題のように、金融システム全体が危機に陥り、それが経済活動全般に打撃を与えるような事態が日本でも発生する可能性は限定的だと思われる。

## 6

### リスク軽減に向けて

住宅ローンにかかわる家計のリスク、金融機関のリスクの軽減について、これまで検討されてきた手法は、証券化であった<sup>iv</sup>。しかし、米国のサブプライムローン問題では、証券化自体に大きなリスクが潜むことが判明した。

金利変動リスクの処理等については金融技術の発展を期待したい。しかし、現状の日本の住宅ローン延滞の主要因を考えれば、それは所得の不安定化である。したがって、リスクを伴う金融のイノベーションに期待する前に、所得の安定的確保が図れる経済社会を目指すことが求められているといえる。そして、その上で、個々人が、無理のない、余裕をもった返済計画を立てることが、やはり重要であろう。

[参考文献] 澤井景子 「密かに広がる住宅ローン延滞の危機」 日経ビジネスオンライン 2009年10月9日

- i 2009～2010年度経済情勢報告「雇用とくらしの新たな基盤づくり」p99～100。
- ii 日本経済新聞 2010年2月16日
- iii 償還当初5年間の返済額を低く設定した住宅金融公庫のローン。2008年度のゆとり償還債権残高に占める延滞率、リスク債権比率は、4.92%、17.81%と機構全体の比率に比べて突出して高い。償還期間5年経過後の増額は、将来の賃金の上昇を前提としたものであり、経済成長の鈍化、年功賃金体系の縮びにより前提が崩れたため、増額後にローン返済が困難に陥る世帯が生じた。
- iv 国土交通省「住宅金融のあり方に係る検討会報告書」(2009年8月)等。また、国土交通省では、2010年1月に「長期固定ローンの供給支援のあり方に関する検討会」を設置し、住宅ローンの証券化の必要性も含め、検討が予定されている。

# 書評

生活保障 排除しない社会へ

## 「交差点型社会」が導く 新しいつながりの可能性



宮本太郎 著  
岩波新書、定価800円  
(税別)

人と人とのつながりが、急速に失われつつある。今年1月に放映された特集番組「無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～」(NHK)は、誰もが、人ごとではなく、つながりを失うかもしれないという現実には否応なく向き合わなければならないという意味で、非常にショッキングな内容であった。無縁社会の出現には、地域や家族・親類縁者との絆ばかりではなく、終身雇用制度の崩壊によって職場との絆が失われつつあることが大きく関わっていると番組は指摘するが、この、つながりの喪失という危機的状況から脱却をはかるための方策を考えることを通じて、社会のあり方そのものを問い直すことが、喫緊の課題となっている。

本書は、日本においてつながりが失われつつあることの経緯を明らかにするとともに、雇用と社会保障の仲立ちとなる「生活保障」という概念をキーワードに、新しいつながりの可能性を追求することを通じて、これからの社会の姿について再設計をしようと試みるものである。

第1章では、非正規雇用労働者を中心に新たな貧困層が定着したことによって、社会に修復困難な亀裂が生じている現状を示す。第2章では、この深刻な現状があるにもかかわらず、護送船団方式の副産物である、男性稼ぎ主を対象として構築された雇用慣行に大きく頼るがゆえに、補完的な内容にしかなりえなかった現行の社会保障制度のままでは、対応に限界があることを明らかにする。第3章では、福祉国家の代表格といわれるスウェーデンの生活保障政策について、ヨーロッパ各国との比較も交えて分析を行うとともに、日本の生活保障のあり方を探る上で鍵を握る、今後の方向性を展望する。第4章では、生活保障の具体化に際して、ベーシックインカムとアクティベーションという二つの手法について長所および短所をそれぞれ挙げる。それを受けて、最終的にはベーシックインカムの制度も一部取り入れた、アクティベーションによる雇用と社会保障の連携が、生活保障を実現する上で、最も望ましい手法であると提案する。第5章では、第4章で述べたアクティベーションの考え方に基づく生活保障

が埋め込まれた「排除しない社会」とは、参加保障が組み込まれた「交差点型社会」であると結論づける。それと同時に、交差点型社会が有効に機能するためには、国や自治体などと、NPOや協同組合など公共サービスを担う新しいセクターの連携が必要であることに加え、そもそも交差点型社会が意味する「排除しない社会」とは、政府と人々との社会契約に基づくものであると釘を刺す。

この、社会参加を困難にする要因を取り除くための参加支援が保障された交差点型社会を実現することこそが、本書において最も重要な主張である。教育や知識を必要とする人が、家族のケアを必要とする人が、技能や就労機会を切望する人が、そして加齢やストレスなどによって体とところが弱っている人が社会に参加するための支援策、つまり著者が交差点型社会における「橋」と呼んでいるもののなかに、新たなつながりの可能性を見出し、その先に、今後の社会の方向性として、明るい展望を拓いていくことができるのではないだろうか。

いわゆる構造改革路線のなかで雇用崩壊と深刻な格差社会に直面することによって、存在意義を改めて問われることとなった労働組合はもちろん、働く者一人ひとりにとっても、原点に戻って人と人とのつながりや働くことの意義を知り、そして社会のあり方を考える上で、示唆に富む本書が非常に大きな役割を果たすことは間違いない。

高島雅子  
連合総研研究員

## 平成21年の労働紛争件数 不況の影響を受け大幅増

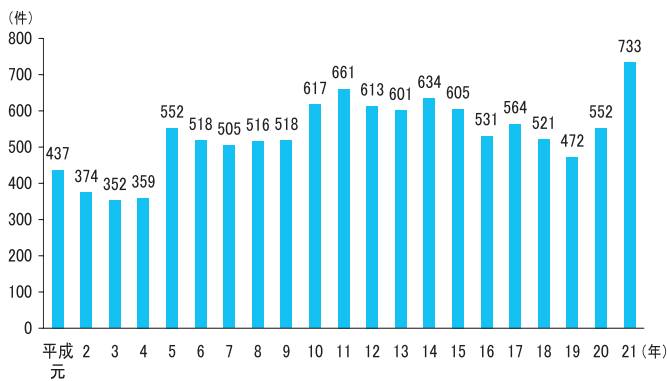
中央労働委員会の発表（平成22年2月24日）によると、平成21年に全国の労働委員会で扱った集団的労働紛争（調整事件）の件数は733件で、平成に入って最大となったことがわかった（図表1）。事件の内容をみると、「解雇」（487件）および「賃金」（346件）が、前年と比べて大幅に増えており（それぞれ45%増、49%増）、リーマンショックによる景気後退と雇用情勢の悪化を反映する結果となった。なお、全事件に占める合同労組に関する事件、とりわけ駆け込み事件の割合は年々高まっている。平成17年には合同労組事件割合は全体の59.6%（駆け込み訴え事件は29.5%）であったが、平成21年には全体の66.7%（36.8%）となり、「集団的紛争の個別紛争化」傾向が強まりつつある。

他方、最高裁によると、平成21年に全国の地方裁判所が受けた新規労働審判事件も、3468件と制度導入以来最高の数となった（図表2）。これは、制度導入初年である平成18年（877件）の約4倍の数に

あたる。事件の内容をみてみると、ここにおいても（解雇による）地位確認事件や賃金の支払い請求に関する事件が大半を占め、かつその数の伸びも顕著である（それぞれ前年と比べ67%増の1701件、70%増の1059件）。なお、労働審判導入時には、「原則3回以内の審判、審理期間も3カ月が目安」という紛争解決の迅速性が同制度の売りとして強調された。実際、この4年間で受理した事件の97%が3回以内で終了しており（図表3）、また、平均審理期間も平均74.6日となっている。したがって、今のところ問題は発生していないといえるが、このまま急増が続けば、このメリットを維持することが困難となる可能性がある。

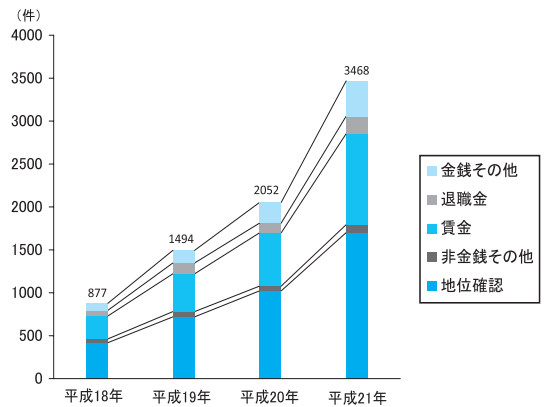
労働委員会および労働審判所とともに、労使を含む三者構成によって紛争を解決するという特徴を有している。このような特徴をいかしつつ、上記のような労使紛争の実態に即して制度を整備することが、今後の課題となろう。

図表1 調整事件（集団的紛争）件数の推移



\* 中央労働委員会「労働委員会で扱った平成21年の調整事件件数について」

図表2 労働審判事件の新受件数推移



\* 最高裁判所事務局調べ

図表3 全国の労働審判既済事件の期日実施回数別件数

	0回	1回	2回	3回	4回以上	計
調停成立		1039	2001	1761	150	4951
労働審判		131	475	707	48	1361
24条終了	6	94	75	56	2	233
取下げ	353	128	90	34	1	606
却下・移送等	40	1	1			42
	399	1393	2642	2558	201	7193

\* 最高裁判所事務局調べ

## 【3月の主な行事】

- 3月3日 所内・研究部門会議
- 4日 「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査（勤労者短観）」アドバイザー会議  
日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会（主査：今野 浩一郎 学習院大学教授）
- 5日 第9回「連合総研ゆめサロン」（講師：古村伸宏 日本労働者協同組合連合会専務理事）
- 6日 働く貧困層（ワーキング・プア）に関する調査研究委員会  
（主査：福原 宏幸 大阪市立大学教授）
- 8日 国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会（主査：伊藤 光利 関西大学教授）
- 9日 企画会議
- 10日 研究部門・業務会議
- 11日 連合総研・同志社大学 ITEC の共同研究＜医療人材に関する研究Ⅱ＞  
（主査：中田 喜文 同志社大学教授）
- 15日 労働関係シンクタンク交流フォーラム幹事会
- 17日 所内・研究部門会議
- 31日 外国人労働者問題に関する調査研究委員会（主査：鈴木 宏昌 早稲田大学教授）

## ご挨拶—今後の連合総研の活動に大きく期待

連合総研客員研究員 成川 秀明

昨年11月から非常勤の客員研究員となり、この4月からは研究所を退職して、連合総研・客員研究員の肩書の利用が許される環境に入ります。連合総研において6年間半にわたり研究員として仕事ができたと、それを許していただいた連合総研を支える労働組合の役職員、また学者、研究者の方々、そして連合総研の役職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

日本の社会の現状は、思いもかけない100年に一度の経済恐慌に遭遇し、ようやく回復局面にあるものの失業率は高止まりし、また厳しい雇用条件の非正規労働者が全労働者の3割を上回り、新規就職が困難な事態が続いています。そして世界の政治経済の在り方はアメリカ中心から変わらざるを得ない時代に入ってきています。このなかで、日本の労働者は、生活と労働が調和した生活の質の実現と雇用労働の安定を再構築することがいまこそ求められています。

労働者の総合生活を開発するという連合総合生活開発研究所の設立目標は、まさに今、社会が求めている労働者の生活安定を再構築することという課題そのものといえましょう。労働者が直面している雇用不安、先行き生活の困難を克服するためには、新しい社会を構築するに匹敵する強力、かつ多数の人々の共感をえられる考え方、政策が必要になっています。連合総研の役職員スタッフは少数精鋭ではありますが、この課題を進めるにはより多くの協力者と知恵を集める必要があります。労働組合関係者はもとより、学者、研究者、市民などより広い人々の英知を集めて、研究所の設立目標でもある労働者の生活の安定と質の改善をはかる研究活動をより強力に進められるよう強く期待をしています。

この重要な仕事に、私自身も参加したく考えていますが、力不足を自覚せざるをえません。連合総研が、従来にも増して、新しい組合関係者、研究者、そして市民活動の人々の参加を得て、意見交換や調査研究プロジェクトを進め、労働者の生活の質が改善するにはどのような政策や運動が重要ななど論議の輪を広げていただきたい。その活動の輪に、私も微力な一市民として是非参加したく考えております。